

公益社団法人埼玉県臨床検査技師会 部門別検査研究班運営規程

(総則)

第1条 公益社団法人埼玉県臨床検査技師会（以下「本会」という。）の部門別検査研究班（以下「研究班」という。）の運営は、定款及び組織運営規程によるほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 研究班活動を推進し、本会会員相互の学術及び技能の向上を図り、最新医療及び地域保健予防医療等の発展普及に広く寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 学術研究、調査に関すること。
- (2) 講習会、研修会等への協力及び研究会の企画運営に関すること。
- (3) 検査法及び精度管理に関すること。
- (4) 学会及び会誌発行事業の協力に関すること。
- (5) 衛生思想の普及啓発事業への協力に関すること。
- (6) 埼臨技ホームページ作成の協力に関すること。
- (7) その他、本会の目的達成のための事業に関すること。

(組織)

第4条 本会に次の研究班を置く。

- (1) 一般検査研究班
- (2) 血液検査研究班
- (3) 臨床化学検査研究班
- (4) 血清検査研究班
- (5) 輸血検査研究班
- (6) 微生物検査研究班
- (7) 細胞検査研究班
- (8) 病理検査研究班
- (9) 公衆衛生検査研究班
- (10) 生理機能検査研究班

(班員)

第5条 研究班の班員数は10名以内とする。

2 研究班には班長1名、副班長1から2名、会計、ホームページ、生涯教育、精度管理の担当者を1名ずつ置く。

3 班長、副班長、会計担当、班員は学術部が推薦し、理事会の承認及び該当施設の承認

を経て、会長が委嘱する。

(任期)

第6条 任期は2年とし再任は妨げない。

2 同一役務は連続3期6年を限度とする。

(研究班員の交代)

第7条 班員の転勤、退職等により、研究班活動が著しく困難となり、なお研究班運営に大きな支障をきたす場合は、任期途中でも班員の交代を学術部で検討し、理事会及び該当施設の承認を経て、会長より委嘱する。

2 交代による新任班員の任期は前任者の残存任期とする。

(研究班運営委員会の招集)

第8条 研究班運営委員会は、学術部理事と各研究班長で構成し、委員長は研究班担当理事がその任にあたり、随時招集する。

2 委員会の議長は委員長がこれにあたる。

(事業計画及び会計)

第9条 班長は次年度の事業計画及び予算案を定められた期日までに研究班運営委員会委員長（研究班担当理事）に提出しなければならない。

2 班長は事業の収支を適正に処理し、会計部に報告しなければならない。

(事業の遂行)

第10条 研究班の活動、事業の遂行は、別に定める部門別検査研究班運営規程細則および部門別検査研究班運営マニュアルに従い行う。

(規程の改廃等)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第12条 この規程施行についての細則を部門別検査研究班運営規程細則として理事会の議決を経て別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。